

戦後教育資料

VI-489

⑤

国立大学管理法案について

6-3
515

- 1 国立大学審議会、商議会に関する規定はこれを削除し、評議会、教授会の組織、権限及び学長、学部長の権限、任期等の規定だけで管理法案を制定する。
- 2 大学管理法案と関連して教育公務員特例法を改正する。
- 3 国立大学管理法案は国立大学管理法案と一本にまとめる。

(国立大学管理法案抜粋)

(1) 評議会の権限(第二十五條)

当該大学における左に掲げる事項は、評議会の審議決定を経なければならない。

- 一 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- 二 予算の見積に関する事項
- 三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- 四 人事の基準に関する事項
- 五 学生定員に関する事項
- 六 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項
- 七 職員及び学生の福祉及び学生に関する事項
- 八 当該学部の教授会の議決を経行う学生の懲戒に関する事項
- 九 その他当該大学の運営に関する重要事項

評議会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(2) 教授会の権限(第二十九條)

当該学部における左に掲げる事項は、教授会の審議決定を経なければならない。

- 一 学科、講座(これに代るべきものを含む。)並びに

- 教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項
 - 二 学科目の種類及び編成に関する事項
 - 三 学生の入学及び卒業の認定に関する事項
 - 四 学生試験に関する事項
 - 五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
 - 六 学生の懲戒に関する事項
 - 七 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項
- 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(1) 学長の権限(第三十五條)

学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

学長は、当該大学の評議会の定めた方針にのっとり、当該大学の運営に当り、その責に任ずる。

(2) 学部長の権限(第三十七條)

学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局を総括し、これを代表する。

学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局の運営に当り、その責に任ずる。この場合において、学部長又は教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めた方針にのっとりなければならない。

(3) 文部大臣の権限

天野 〆48

備考

(旧国立総合大学令等抜粋)

(1) 評議会の权限(廿七條)

評議会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 学部ニ於ケル学科ノ設置廢止

二 講座ノ設置及廢止ニ付諮詢シタル事項

評議会ハ高等教育ニ関スル事項ニ付意見を文部大臣ニ達
議スルコトヲ得

(2) 教授会の权限(廿九條)

一 学部ノ学科課程ニ関スル事項

二 学生試験ニ関スル事項

三 其ノ他文部大臣又ハ国立総合大学長ノ諮詢シタル事
項

(3) 学長の权限(旧国立総合大学官制等ニ條)

総長ハ一級ノ文部教官又ハ文部事務官ヲ以テ之ニ充ツ

文部大臣ノ監督ヲ承ケ国立総合大学ノ一般ノ事ヲ掌リ所
属職員ヲ統轄ス

(4) 学部長の权限(同條七條)

国立総合大学ノ各学部ニ学部長ヲ置キ其ノ学部ニ屬スル

教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ総長ノ監督ノ下ニ於テ
学科ノ事ヲ掌ル

